○法務省告示第四百六十号

徳島県海部郡海陽町役場保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十六年一月十四日までに、同町長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、海陽町役場又は徳島地方法務局阿南支局に照会すること。

平成二十五年十二月十三日

法務大臣　谷垣　禎一

徳島県海部郡浅川村大字浅川浦字川ヨリ東百二十八番地

野中小三郎

○法務省告示第四百六十一号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第五条の規定に基づき、次の者が行う民間紛争解決手続の業務の認証をしたので、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

平成二十五年十二月十三日

法務大臣　谷垣　禎一

認証紛争解決事業者の名称及び住所

岩手県社会保険労務士会

岩手県盛岡市山王町一番一号

認証年月日

平成二十五年十一月二十八日

○法務省告示第四百六十二号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、認証紛争解決事業者の住所の変更の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、公示する。

平成二十五年十二月十三日

法務大臣　谷垣　禎一

認証紛争解決事業者の名称

一般財団法人日本自転車普及協会

変更前の住所

東京都港区赤坂一丁目九番三号

変更後の住所

東京都品川区上大崎三丁目三番一号

変更年月日

平成二十五年十一月五日

○外務省告示第三百七十七号

平成二十五年十一月二十九日にコトヌで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がベナン共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　四億三千万円

3　贈与の供与期限　平成二十六年三月三十一日まで

4　署名者

日本側　塚原大貳在ベナン大使

ベナン側　ナシル・バコ・アリファリ外務・アフリカ統合・仏語圏・在外ベナン人大臣

平成二十五年十二月十三日

外務大臣　岸田　文雄

○農林水産省告示第三千三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十二月十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　徳島県名西郡神山町上分字中津八一六、八一七、八三六、八三八、字大中尾七六七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び神山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三千三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十二月十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　京都府亀岡市曽我部町南条五郎谷三、六から一〇まで、大谷三、六から一〇まで、一一の一、一二の二、一四の一（次の図に示す部分に限る。）、一五から一七まで、一八の一、一九から二六まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

五郎谷三、大谷三、七

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府庁及び亀岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三千三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十二月十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分一三〇〇の二八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大阪府庁及び千早赤阪村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三千三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十二月十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　大阪府南河内郡千早赤阪村大字東阪一一三〇（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大阪府庁及び千早赤阪村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三千三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十二月十三日

農林水産大臣　林　芳正